



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

733	生活保護法による指定介護機関の廃止	(福祉保健総務課).....	1
734	生活保護法による介護機関の指定	(").....	1
735	生活保護法による指定介護機関の変更	(").....	2
736	指定自立支援医療機関の指定	(障害福祉課).....	2
737	〃	(").....	2
738	藤崎井土地改良区の定款変更の認可	(農業農村整備課).....	3
739	県営土地改良事業計画の決定	(").....	3
740	〃	(").....	3
741	肥料取締法による肥料の登録有効期間の更新	(果樹園芸課).....	4
742	木材業者等の登録	(林業振興課).....	4
743	基本測量の実施	(技術調査課).....	4
744	白浜都市計画道路事業の事業計画の変更	(道路建設課).....	4
745	都市計画事業の認可	(").....	5
746	一般競争入札による落札者の決定	(教育委員会).....	5

○ 人事委員会告示

9	平成26年度第1回和歌山県育休任期付職員及び任期付短時間勤務職員採用試験の実施	5
---	---	-------	---

○ 公告

	都市計画の図書の写しの縦覧	(都市政策課).....	9
--	---------------	--------------	---

告 示

和歌山県告示第733号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。)により指定した介護機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成26年6月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人紀の川市社会福祉協議会	紀の川市桃山町最上1253番地2	紀の川市社会福祉協議会介護サービス北事業所	紀の川市名手市場14番地1	訪問介護・介護予防訪問介護	平成26.3.31

和歌山県告示第734号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。)により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成26年6月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社プライマリーネット	大阪府阪南市箱作3515番地の7	プライマリーリハビリ・デイサービス岩出	岩出市今中127番地の6	通所介護・介護予防通所介護	平成26.5.12
社会福祉法人真寿会	田辺市神島台6-1	ぬるみ川ショートステイサービス	田辺市中辺路町温川393	短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護	平成26.5.15
社会福祉法人真寿会	田辺市神島台6-1	ほくそぎデイサービスセンター	田辺市中辺路町北郡1001-1	通所介護・介護予防通所介護	平成26.5.15
社会福祉法人真寿会	田辺市神島台6-1	真寿苑サテライトぬるみ川	田辺市中辺路町温川393	地域密着型介護老人福祉施設	平成26.5.15

和歌山県告示第735号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関の変更について届出があったので、次のとおり告示する。

平成26年6月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
社会福祉法人紀の川市社会福祉協議会	紀の川市桃山町最上1253番地2	紀の川市社会福祉協議会介護サービス事業所	紀の川市桃山町最上1253番地2	訪問介護・介護予防訪問介護・通所介護・介護予防通所介護・居宅介護支援事業	指定事業所の名称変更	紀の川市社会福祉協議会介護サービス南事業所	紀の川市社会福祉協議会介護サービス事業所	平成26.4.1

和歌山県告示第736号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成26年6月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類（薬局は除く。）	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指定年月日
ウェーブ薬局紀伊山田店	橋本市神野々字大道南382-17	—	的場久	平成26.6.1

和歌山県告示第737号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成26年6月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類 (薬局は除く。)	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日
有限会社出嶋薬局 駅前店	西牟婁郡上富田町朝来1338-1	—	横矢由里	平成 26.6.1

和歌山県告示第738号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、藤崎井土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

平成26年6月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第739号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定に基づき、ため池等整備事業大船河池地区につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定によりこの旨を公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画の決定について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に対して異議の申立てをすることができる。

平成26年6月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

平成26年6月9日から同年7月4日まで

3 縦覧場所

和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、日高振興局地域振興部農地課及び日高町産業建設課

和歌山県告示第740号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定に基づき、ため池等整備事業こずけ峠池地区につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定によりこの旨を公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画の決定について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に対して異議の申立てをすることができる。

平成26年6月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

平成26年6月9日から同年7月4日まで

3 縦覧場所

和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、日高振興局地域振興部農地課及び印南町建設課

和歌山県告示第741号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定により公告する。

平成25年6月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	有効期限
和歌山県第761号	混合有機質肥料	5.6つの混合有機質肥料	窒素全量5.6 りん酸全量3.5 加里全量1.8	公定規格のとおり	築野食品工業株式会社 和歌山県伊都郡かつらぎ町新田94番地	平成29.6.30

和歌山県告示第742号

和歌山県木材業者等の登録に関する条例（昭和45年和歌山県条例第14号）第5条第3項の規定により、木材業、製材業及びチップ業の登録業者を次のとおり告示する。

平成26年6月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

木材登録番号	製材登録番号	チップ登録番号	登録年月日	住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は名称及び代表者の氏名	業務の態様	営業所又は工場の所在地
	4001	4001	平成26.4.1	有田市箕島33-1	有田川木材協同組合 理事長 岩橋行伸	製材・チップ	有田郡有田川町清水17-16-1

和歌山県告示第743号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成26年6月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 作業の種類 基本測量（防災対策地域水準測量）
- 作業期間 平成26年7月1日から平成27年1月30日まで
- 作業地域 和歌山県田辺市、新宮市、西牟婁郡のうち白浜町、上富田町及びびすさみ町並びに東牟婁郡のうち那智勝浦町、太地町及び串本町

和歌山県告示第744号

白浜都市計画道路事業の事業計画の変更については、平成26年5月22日付け国近整計管和都業第1-1号で認可されたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定に基づき次のとおり公告する。

平成26年6月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 都市計画事業の種類及び名称
白浜都市計画道路事業 3・6・7号 白浜空港フラワーライン線
- 施行者の名称 和歌山県
- 事務所の所在地 和歌山市小松原通一丁目1番地
- 事業地の所在 別添図書のとおり
（「別添図書」は、省略し、その図書を和歌山県県土整備部道路局道路建設課及び西牟婁振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第745号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成26年6月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 施行者の名称
田辺市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
田辺都市計画道路事業 3・5・7号 外環状線
- 3 事業施行期間
平成26年6月6日から平成31年3月31日まで
- 4 事業地
収用の部分
和歌山県田辺市文里一丁目及び二丁目地内
使用の部分
なし

和歌山県告示第746号

平成26年度和歌山県立和歌山北高等学校バス運行業務について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成26年6月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 落札に係る特定役務の名称
和歌山県立和歌山北高等学校バス運行業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県立和歌山北高等学校
和歌山市市小路388番地
- 3 落札者を決定した日
平成26年3月26日
- 4 落札者の氏名及び住所
和歌山バス株式会社
和歌山市和歌浦西一丁目8番1号
- 5 落札金額
27,062,336円（うち消費税及び地方消費税の額2,004,617円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成26年2月12日

人事委員会告示**和歌山県人事委員会告示第9号**

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項の規定による任期を定めた職

員（以下「育休任期付職員」という。）及び同法第18条第1項の規定による任期を定めた短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の採用試験を次の要綱により実施する。

平成26年6月6日

和歌山県人事委員会事務局長 山本明史

平成26年度第1回和歌山県育休任期付職員及び任期付短時間勤務職員採用試験要綱

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

＜育休任期付職員採用試験＞

試験区分	採用予定人員	勤務地及び主な職務内容
一般事務・和歌山	6人程度	本庁又は教育庁における総務関係等の業務
一般事務・紀中	1人程度	日高振興局地域振興部における総務関係等の業務
一般事務・西牟婁	1人程度	西牟婁振興局健康福祉部における総務関係等の業務

＜任期付短時間勤務職員採用試験＞

試験区分	採用予定人員	勤務地及び主な職務内容
一般事務・和歌山	1人程度	子ども・女性・障害者相談センターにおける総務関係等の業務
一般事務・西牟婁	1人程度	西牟婁振興局健康福祉部における総務関係等の業務

上記表の採用予定人員、勤務地は、職員の育児休業等の取得状況により変更する場合がある。変更となる場合の勤務地の範囲は、次の勤務地区分表のとおりとする。

勤務地区分表

区分	勤務地の範囲
和歌山	和歌山市、海南市、海草郡
紀中	有田市、御坊市、有田郡、日高郡
西牟婁	田辺市、西牟婁郡

2 受験資格

次のいずれかに該当する人は、受験できない。

ア 日本国籍を有しない人

イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれかに該当する人（準禁治産者を含む。）

3 試験の方法及び内容

	試験種目	配点	内 容	試験時間
第1次試験	教養試験 (択一式)	300点	公務員として必要な一般的知識及び能力についての筆記試験 (30題) <出題分野> 社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能	1時間30分
	適性検査		通常の職務遂行に必要な適性についての検査 なお、検査結果は、第2次試験の面接試験の参考資料とする。	
第2次試験	面接試験	420点	人物、能力、性格等についての個別面接	

試験の内容は、高等学校卒業程度とする。

最終合格者は、第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点順に決定する。ただし、各試験種目には合格基準があり、一つでも基準に達しないものがある場合は、総合得点が高くても不合格となる。

4 試験の日時、試験地及び合格発表

	日 時	試験地	合 格 発 表
第1次試験	平成26年7月27日（日） 午後1時	和歌山市 田辺市	平成26年8月上旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに、合格者に通知する。
第2次試験	平成26年8月中旬	和歌山市	平成26年8月中旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに、受験者全員に通知する。

5 受験手続及び受付期間

(1) 申込方法

次のいずれかにより和歌山県人事委員会事務局に申し込むこと。

ア インターネット

和歌山県のホームページの電子サービス「電子申請/申請書」画面を選択し、電子申請システムの画面の指示に従って申し込むこと。

イ 郵送

所定の申込用紙（申込書、受験票及び写真票）に必要事項を記入し、写真票に顔写真を貼って、和歌山県人事委員会事務局まで郵送すること。また、封筒の表に「育休任期付職員受験申込み」又は「任期付短時間勤務職員受験申込み」と朱書きし、必ず簡易書留郵便にすること。

申込用紙については、電子申請システムからダウンロードすることができる。

次の場所で配布も行っている。

<申込用紙の配布場所>

和歌山県人事委員会事務局
和歌山県パスポートセンター
和歌山県庁正面玄関サービスステーション
各振興局地域振興部総務県民課
海草振興局建設部海南工事事務所
東牟婁振興局申本建設部総務管理課

切手を貼った宛先明記の返信用封筒を必ず同封して、和歌山県人事委員会事務局へ郵便で請求することもできる。

(2) 受付期間

ア インターネットによる申込みの場合

平成26年6月12日（木）午前10時から同年7月2日（水）午後4時までの間に受け付ける。ただし、電子申請システムの管理運営上の都合により変更する場合がある。

イ 郵送による申込みの場合

平成26年6月12日（木）から受付を開始し、同年7月2日（水）までの消印のあるものを受け付ける。

(3) 受験票等の交付

ア インターネットによる申込みの場合

申込み受付後、自動配信メールを送付する。

申込み内容を審査後、申込みを受理した場合は、その旨のメールを送付する。

受付期間終了後に、受験番号、受験票及び写真票を電子申請システム内で発行し、その旨のメールを送付する。

電子申請システムで発行された受験票及び写真票を印刷し、必要事項を記入し、写真票に顔写真

を貼ること。

試験当日は、受験票及び写真票を必ず持参すること。

試験当日、写真票に顔写真が貼られていない場合は受験することができない。

イ 郵送による申込みの場合

申込書を受理した場合は、受付期間終了後に受験票を交付する。

なお、申込書等の記載事項に不備があるときは受理しない場合がある。

6 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、それぞれの試験区分ごとに作成する和歌山県人事委員会の採用候補者名簿に登載され、任命権者からの請求により人事委員会が成績順に提示し、その中から採用者が決定される。

おおむね平成26年9月から採用される予定であるが、職員の育児休業等の取得状況により各々の採用時期に違いがある。

また、職員の育児休業等の取得状況によっては、採用候補者名簿に登載されても採用されない場合がある。（採用候補者名簿の有効期間は、原則1年である。）

(2) 任用期間及び勤務時間は以下のとおりである。

なお、勤務において時間外勤務（休日の勤務を含む。）等をする場合がある。

< 育休任期待職員 >

○任期 おおむね8か月以上3年未満

○勤務時間 午前9時から午後5時45分まで

○休日 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「祝日」という。）、年末、年始

< 任期付短時間勤務職員 >

○任期 おおむね1年以内

なお、育児短時間勤務に係る期間の延長の範囲内で任用期間を延長する場合がある。

○勤務時間

試験区分	勤務時間	休日
一般事務・和歌山	(A) 午後2時55分から午後5時45分までの週14時間10分	土曜日、日曜日、祝日、年末、年始
一般事務・西牟婁	(B) 午後1時55分から午後5時45分までの週19時間10分	土曜日、日曜日、祝日、年末、年始

(3) 採用時の給料月額は、おおむね以下のとおりであるが、経歴その他に応じて一定の額（例：公務員の経歴は10割換算額、民間企業の正規職員の経歴は8割換算額等）が加算される。

試験区分	初任給	適用給料表
育休任期待職員 (一般事務・和歌山) (一般事務・紀 中) (一般事務・西牟婁)	144,500円	行政職給料表
任期付短時間勤務職員 (一般事務・和歌山 (A))	52,827円	育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員行政職給料表
任期付短時間勤務職員 (一般事務・西牟婁 (B))	71,473円	育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員行政職給料表

このほか職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第51号）の定めに従い、育休任期待職員については扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。任期付短時間勤務職員

については上記のうち、扶養手当、住居手当等、支給されない手当がある。

7 試験結果の開示について

この試験の結果については、和歌山県個人情報保護条例（平成14年和歌山県条例第66号）第25条第1項の規定により口頭で開示請求することができる。

開示を希望する人は、以下により受験者本人が受験票又は本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等の写真付きで公的機関発行のものに限る。）を持参の上、和歌山県人事委員会事務局に請求すること。

試験の種類	請求できる人	開示内容	開示期間
第1次試験	第1次試験不合格者	得点及び順位	合格発表の日から1月間 （土曜日、日曜日及び祝日を除く。） 午前9時（開示期間の初日は合格発表後）から午後5時45分まで
第2次試験	第2次試験受験者	(1) 第1次試験の得点及び順位 (2) 第1次試験の得点と第2次試験の得点を合わせた総合得点及び総合順位	

8 その他

この試験についての問合せは、和歌山県人事委員会事務局にすること。

公 告

都市計画の図書の写しの縦覧公告

海南市から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成26年6月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 都市計画の種類及び名称

海南都市計画用途地域の変更

2 縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課